

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚染土壌の処理の方法の改善命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第24条	
連 絡 先	(電話 621-5213 )	
処 分 基 準	1 処分の要件 法第22条第6項の環境省令（汚染土壌処理業に関する省令第5条）で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるとき。 2 処分の内容 当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	
	参 考 事 項	法第22条第6項（汚染土壌処理業に関する省令第5条） （罰則）法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）